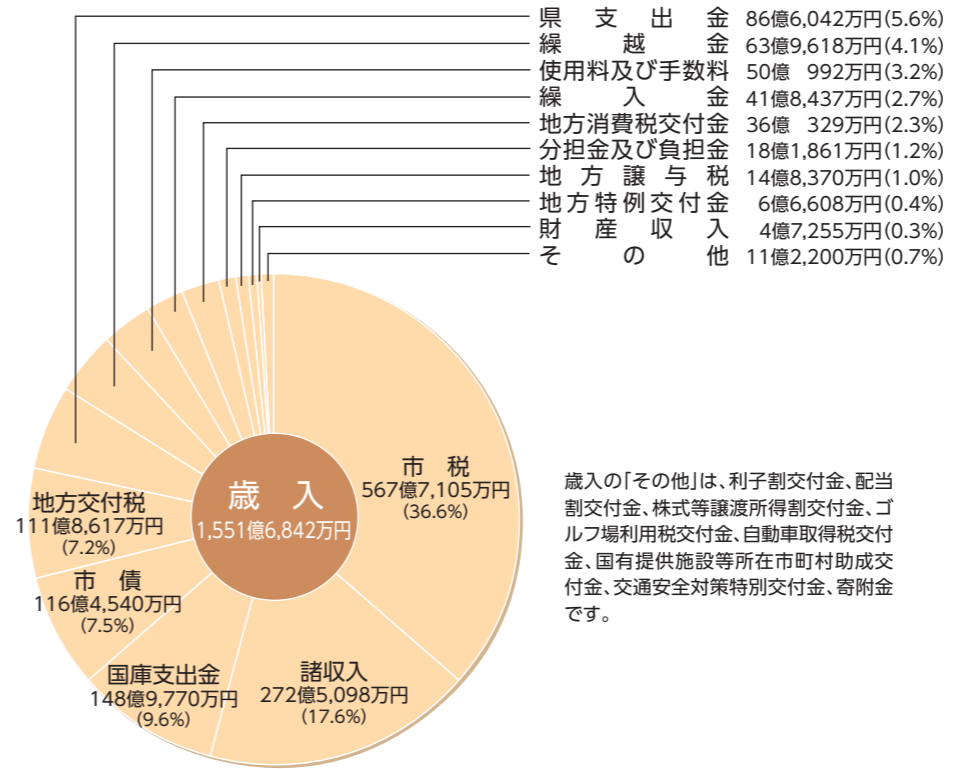


お知らせします。平成21年度の決算

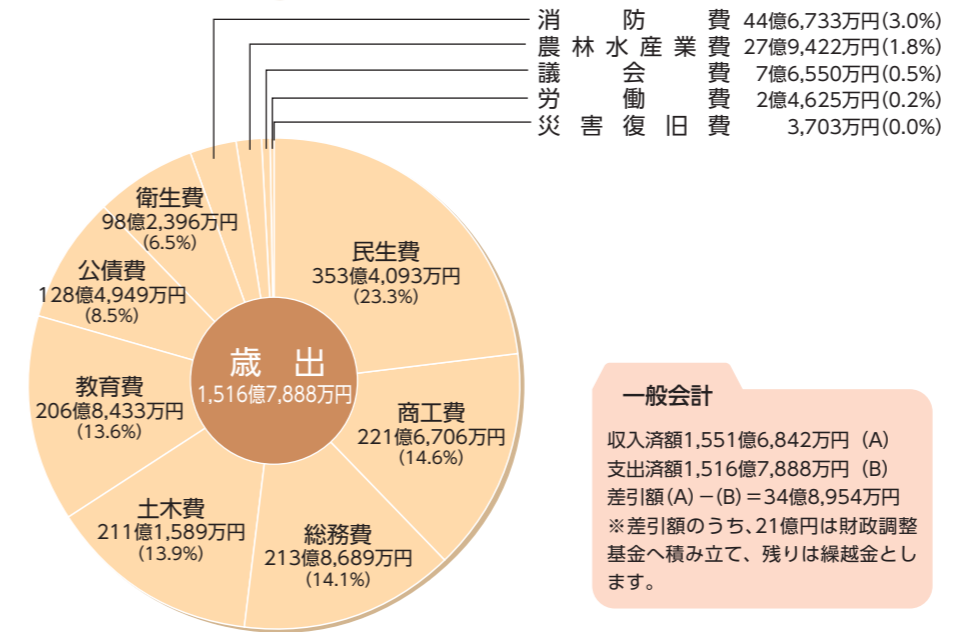
一般会計は、歳入1551億円、歳出1516億円。

平成21年度の各会計決算が、監査委員の審査を経て、平成22年第4回市議会定例会で認定されました。本市の一般会計の歳入は1551億6842万円、歳出は1516億7888万円です。各会計別の決算はグラフと表のとおりです（金額は端数処理をし、万円単位にしています）。問い合わせは、財政課（☎321・1214）へ。

高崎市決算 一般会計



歳入の「その他」は、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、交通安全対策特別交付金、寄附金です。



一般会計
収入済額1,551億6,842万円 (A)
支出済額1,516億7,888万円 (B)
差引額(A) - (B) = 34億8,954万円
※差引額のうち、21億円は財政調整基金へ積み立て、残りは繰越金とします。

高崎市決算 特別会計

会計名 区分	国民健康 保険事業	介護保険	牛伏ドリーム センター事業	後期 高齢者医療	老人保健	簡易水道 事業等	農業集落 排水事業	駐車場 事業	土地取得 事業
収入済額	360億 4,986万円	213億 2,129万円	1億 1,925万円	31億 4,891万円	4億 575万円	1億 6,609万円	1億 9,886万円	5億 2,446万円	20億 8,181万円
支出済額	347億 9,722万円	210億 5,849万円	1億 520万円	31億 2,694万円	3億 5,758万円	1億 5,020万円	1億 9,681万円	5億 2,445万円	20億 8,181万円

市民1人あたりと1世帯あたりの歳出



決算に基づく財政状況の指標

健全化判断比率と 資金不足比率を公表します。

市は、平成21年度の決算を基に、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」の規定による健全化判断比率と資金不足比率を公表します。問い合わせは、財政課（☎321・1214）へ。

健全な本市の財政状況

本市の健全化判断比率と資金不足比率を算定した結果、いずれの指標においても、早期健全化団体や財政再生団体となる基準値を下回りました。このことから、本市の財政状況は健全な状態にあります。より一層の財政健全化を進めていきます。指標ごとの数値は、次のとおりです。

実質赤字比率Ⅱ 赤字なし

一般会計などの実質的な赤字額が、標準的な収入に対して、どのくらいの割合になるかを示す指標です。

一般会計と土地取得事業特別会計の収支決算額は黒字のため、該当はありません。

連結実質赤字比率Ⅱ 赤字なし

一般会計・特別会計・公営企業会計すべての会計の実質的な赤字額が、標準的な収入に対して、どのくらいの割合になるかを示す指標です。

一般会計、国民健康保険事業特別会計をはじめとした特別会計、水道事業をはじめとした公営企業会計すべてで収支決算額は黒字のため、該当はありません。

実質公債費比率Ⅱ 9・8%

一般会計などの実質的な借入金返済額が、標準的な収入に対して、どのくらいの割合になるかを示す指標です。

早期健全化基準の25%を大きく下回っています。

将来負担比率Ⅱ 94・4%

一般会計などが将来負担すべき実質的な負債（一般会計の借入金や土地開発公社の負債など）の残高が、標準的な収入に対して、どのくらいの割合になるかを示す指標です。

早期健全化基準の350%を大きく下回っています。

資金不足比率Ⅱ 資金不足なし

各公営企業の資金不足額が、事業の規模に対して、どのくらいの割合になるかを示す指標です。

対象になる水道事業会計、公共下水道事業会計、牛伏ドリームセンター事業特別会計、簡易水道事業等特別会計、農業集落排水事業特別会計ともに、資金不足はありません。

平成21年度 本市の財政状況

指標	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	赤字なし	11.25	20.00
連結実質赤字比率	赤字なし	16.25	40.00
実質公債費比率	9.8	25.00	35.00
将来負担比率	94.4	350.00	

特別会計などの名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	資金不足なし	20.00
公共下水道事業会計	資金不足なし	
牛伏ドリームセンター事業特別会計	資金不足なし	
簡易水道事業等特別会計	資金不足なし	
農業集落排水事業特別会計	資金不足なし	

高崎市等広域市町村圏振興整備組合の農業共済事業会計においても、資金の不足額は発生していません。

財政健全化法とは

財政健全化法は、平成19年6月、地方公共団体の財政を適正に運営することを目的に公布されました。すべての地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率と資金不足比率を監査委員の審査を受けた上で議会に報告し、住民に公表することが義務付けられています。

健全化判断比率の4つの指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）のうち、どれか1つでも早期健全化基準を超えると「早期健全化団体」に、財政再生基準を超えると「財政再生団体」になります。それぞれ、早期健全化計画、財政再生計画を策定し、早急に財政改善に取り組まなければなりません。

公営企業は、各事業ごとに資金不足比率をチェックします。経営健全化基準を超えると、経営健全化団体となり、経営健全化計画を策定しなければなりません。